

「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」の一部改正（案）

令和 7 年 2 月 4 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（目的） 第 1 条 この規則は、正会員及び電子募集会員が行う電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等並びに株主一元化クラウドファンディング業務に関する社内体制の整備、審査、情報提供などについて遵守すべき事項等を定めることにより、業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （ 現行どおり ） (2) 電子申込型電子募集取扱業務…電子募集取扱業務のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 70 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる方法により顧客に有価証券の取得の申込みをさせる業務（株主一元化ファンドに係るものを除く。）をいう。 (3)～(17) （ 現行どおり ） (18) 株主一元化ファンド…株主一元化のために、一の株式会社が新規発行する非上場株式等に対する投資を行う金商法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利であって、株式投資型クラウドファンディングと同等の経済的性質を有するもの (19) 非上場株式等…国内の法人が国内に	（目的） 第 1 条 この規則は、正会員及び電子募集会員が行う電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する社内体制の整備、審査、情報提供などについて遵守すべき事項等を定めることにより、業務の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) （ 省 略 ） (2) 電子申込型電子募集取扱業務…電子募集取扱業務のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第 70 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる方法により顧客に有価証券の取得の申込みをさせる業務をいう。 (3)～(17) （ 省 略 ） （ 新 設 ） （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>において発行する取引所金融商品市場に上場されていない株券、新株予約権証券をいう。</u> (20) <u>株式投資型クラウドファンディング業務…非上場株式等について行う金商法第 29 条の 4 の 2 第 10 項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。</u> (21) <u>株主一元化クラウドファンディング業務…金商業等府令第 6 条の 2 各号に掲げる方法による募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いであって、同府令第 70 条の 2 第 3 項各号に掲げる方法により当該行為の相手方に有価証券の取得の申込みをさせるものにより株主一元化ファンドの募集行為が行われるものをいう。</u> (ホームページにおける情報提供) 第 5 条 (現行どおり) 2 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、金商業等府令第 146 条の 2 第 3 項の事項と同等のものとみなして、同条の規定を遵守するものとする。 (1)～(14) (現行どおり) <u>(15) 第 19 条に基づき発行者等の審査を行っている旨及びその審査項目</u> 3 (現行どおり) (訪問又は電話の禁止等) 第 7 条 正会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等におい	(新 設) (新 設) (ホームページにおける情報提供) 第 5 条 正会員及び電子募集会員は、金商法第 43 条の 5 に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 の規定を遵守するものとする。 2 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、金商業等府令第 146 条の 2 第 3 項の事項と同等のものとみなして、同条の規定を遵守するものとする。 (1)～(14) (省 略) (新 設) 3 (省 略) (訪問又は電話の禁止等) 第 7 条 正会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等におい

改 正 案	現 行
て取り扱う有価証券について、<u>顧客（特定投資家である法人顧客を除く。）</u>に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第2条第8項第7号から第9号に掲げる行為を行ってはならない。 2・3 （ 現行どおり ）	て取り扱う有価証券について、顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第2条第8項第7号から第9号に掲げる行為を行ってはならない。 2・3 （ 省 略 ）
（第二種少額電子募集取扱業務における募集金額等の上限） 第8条 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において、金商業等府令第16条の2第1項に規定する算定方法による一の発行者の募集又は私募の取扱いに係るみなし有価証券の発行価額の総額が<u>金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第15条の10の3第1号で定める要件を満たすものでなければ、当該業務を行ってはならない。</u> 2 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において、金商業等府令第16条の2第2項に規定する算定方法による一の発行者の募集又は私募の取扱いに係るみなし有価証券に対する1顧客当たりの個別払込額が<u>施行令第15条の10の3第2号で定める要件を満たすものでなければ、当該業務を行ってはならない。</u> 3 （ 現行どおり ）	（第二種少額電子募集取扱業務における募集金額等の上限） 第8条 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において、金商業等府令第16条の2第1項に規定する算定方法による一の発行者の募集又は私募の取扱いに係るみなし有価証券の発行価額の総額を、<u>1億円未満としなければならない。</u> 2 電子募集会員は、第二種少額電子募集取扱業務において、金商業等府令第16条の2第2項に規定する算定方法による一の発行者の募集又は私募の取扱いに係るみなし有価証券に対する1顧客（<u>特定投資家を除く。</u>）当たりの個別払込額を、<u>50万円以下としなければならない。</u> 3 （ 省 略 ）
（審査に係る社内規則及び社内マニュアルの整備） 第14条 <u>電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行おうとする</u>正会員及び電子募集会員は、募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いに関する審査を行うに際しては、審査項目（第19条に規定する審査項目をいう。以下同じ。）を社内規則として定めなければならない。	（審査に係る社内規則及び社内マニュアルの整備） 第14条 正会員及び電子募集会員は、募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いに関する審査を行うに際しては、審査項目（第19条に規定する審査項目をいう。以下同じ。）を社内規則として定めなければならない。

改 正 案	現 行
2 正会員及び電子募集会員は、 <u>前項に定める社内規則に基づく審査項目について審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。</u>	2 正会員及び電子募集会員は、審査項目について審査するための手順に関する社内マニュアルを定めなければならない。
3 (現行どおり)	3 (省 略)
第 10 章 株主一元化クラウドファンディング業務 (ホームページにおける情報提供)	(新 設)
第 25 条の 2 <u>正会員は、株主一元化クラウドファンディング業務を行うに当たっては、金商業等府令第 146 条の 2 第 3 項で定める事項(施行令第 15 条の 4 の 2 第 1 項に定める有価証券について行う場合を除く。)、第 5 条第 2 項各号に掲げる事項及び次の各号に掲げる事項について、金商法第 43 条の 5 及び金商業等府令第 146 条の 2 に定める措置と同様の措置を講じなければならない。</u>	(新 設)
(1) <u>株主一元化クラウドファンディング業務において取り扱う株主一元化ファンドの取得にあたっては、金銭的利益の追求よりむしろ、投資先法人及びその行う事業に対する共感又は支援が主な旨とされるべきこと。</u>	
(2) <u>株主一元化クラウドファンディング業務において取り扱う株主一元化ファンド及びその発行者、その投資対象に関する投資者からの照会に対して、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により回答することができないこと。</u>	
(3) <u>株主一元化ファンドは、実質的には、株式投資型クラウドファンディングに代わるものであること及びファンドの投資対象である非上場株式等に係る投資判断を顧客自らが行う必要がある旨</u>	
(4) <u>投資先法人に対する株主としての権利</u>	

改 正 案	現 行
行使に係る出資者の意向の反映方針 2 前項において、正会員は、第 5 条第 2 項のうち第 2 号から第 7 号まで、第 10 号及び第 13 号に掲げる事項については、金商業等府令第 146 条の 2 第 2 項に規定する措置と同様の措置を講じなければならない。 3 第 1 項において、第 5 条第 2 項各号に掲げる事項について、金商法第 43 条の 5 に規定する措置と同様の措置を講じるにあたっては、第 5 条第 2 項各号中「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは、「株主一元化クラウドファンディング業務」、同項第 14 号中「電子募集会員」及び「第二種少額電子募集取扱業務」とあるのは、それぞれ「正会員」及び「株主一元化クラウドファンディング業務」と読み替える。 (契約締結前の情報提供) 第 25 条の 3 正会員は、株主一元化クラウドファンディング業務を行う場合において、金商法第 37 条の 3 第 1 項に定める情報の提供を行うに当たっては、第 5 条第 2 項各号に掲げる事項（該当する事項に限る。この条において同じ。）及び前条第 1 項各号に掲げる事項を含めて提供しなければならない。この場合において、第 5 条第 2 項各号中「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは、「株主一元化クラウドファンディング業務」、同項第 14 号中「電子募集会員」及び「第二種少額電子募集取扱業務」とあるのは、それぞれ「正会員」及び「株主一元化クラウドファンディング業務」と読み替える。 2 前項の場合において、前条第 2 項に掲げる事項については、金商業等府令第 79 条第 2 項に規定する措置と同様の措置を講じなければ	(新 設)

改 正 案	現 行
<u>ばならない。</u> <u>3 正会員が、募集又は私募による株主一元化クラウドファンディング業務を行う場合には、前項に加えて、金商業等府令第 83 条第 1 項第 3 号から第 6 号に掲げる事項を含めて金商法第 37 条の 3 第 1 項に定める情報の提供を行わなければならない。この場合において、金商業等府令第 83 条第 1 項第 6 号中「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは「株主一元化クラウドファンディング業務」、同号ホ「第 70 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する措置」とあるのは「株主一元化クラウドファンディング業務において取り扱おうとする有価証券に関し、その発行者の財務状況、事業計画の内容及び資金使途その他当該業務の対象とすることの適否の判断に資する事項の適切な審査（当該業務において取り扱う有価証券の募集又は私募に係る顧客の応募額の目標として設定した金額が発行者の事業計画に照らして適当なものであることを確認することを含む。）を行うための措置」と読み替える。</u> <u>（確認書の徴求等）</u> <u>第 25 条の 4 正会員は、株主一元化クラウドファンディング業務による株主一元化ファンドの取得を初めて行う顧客から、契約締結前交付書面に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断及び責任において当該取得を行う旨の確認を得るため、あらかじめ、前条第 1 項に掲げる事項を含む所定の書面を作成するとともに当該顧客に交付し、株主一元化クラウドファンディング業務による株主一元化ファンドの取得に関する確認書を徴求しなければならない。</u>	（ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>(勧誘手法併用の禁止)</u> <u>第 25 条の 5 正会員は、金商業等府令第 6 条の 2 各号に規定する方法以外の方法により、株主一元化クラウドファンディング業務に係る投資勧誘を行ってはならない。</u>	(新 設)
<u>(株主一元化クラウドファンディング業務における募集金額等の上限)</u> <u>第 25 条の 6 正会員は、株主一元化クラウドファンディング業務において、細則に規定する算定方法による株主一元化ファンドの発行価額の総額が施行令第 15 条の 10 の 3 第 1 号で定める要件を満たすものでなければ、当該業務を行ってはならない。</u> <u>2 正会員は、株主一元化クラウドファンディング業務において、細則に規定する算定方法による株主一元化ファンドに対する 1 顧客当たりの個別払込額が施行令第 15 条の 10 の 3 第 2 号で定める要件を満たすものでなければ、当該業務を行ってはならない。</u>	(新 設)
<u>(準用)</u> <u>第 25 条の 7 正会員が、募集又は私募の取扱いによる株主一元化クラウドファンディング業務を行う場合には、第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 11 条から第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 3 項、第 23 条、第 24 条を準用する。この場合において、第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 11 条第 1 項、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項中「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは「株主一元化クラウドファンディング業務」、第 20 条、第 21 条、第 22 条第 1 項及び第 3 項、第 24 条</u>	(新 設)

改 正 案	現 行
<u>第 2 項及び第 5 項第 1 号中「電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは「募集又は私募の取扱いによる株主一元化クラウドファンディング業務」と読み替える。</u> <u>2 正会員が、募集又は私募による株主一元化クラウドファンディング業務を行う場合には、第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 11 条から第 19 条、第 22 条第 2 項及び第 3 項、第 23 条、第 24 条（第 2 項を除く。）を準用する。この場合において、第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 11 条第 1 項、第 12 条、第 13 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項中「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等」とあるのは「株主一元化クラウドファンディング業務」、第 22 条第 2 項及び第 3 項、第 24 条第 5 項第 2 号中「電子申込型電子募集業務等」とあるのは「募集又は私募による株主一元化クラウドファンディング業務」と読み替える。</u> <u>（株主一元化ファンドに投資するファンドに係る特則）</u> <u>第 25 条の 8 株主一元化ファンドに対する投資のみを行うファンドは、本章の規定の適用については、株主一元化ファンドとみなす。</u> <u>2 前項の規定は、株主一元化ファンドとみなされたファンドに対する投資のみを行うファンドに準用する。</u> 第 11 章 報告 （本協会への報告等） 第 26 条 電子申込型電子募集業務等、電子申込型電子募集取扱業務等又は<u>株主一元化クラウドファンディング業務</u>を行う正会員及び電子募集会員は、本協会にこれらの業務に関する	（ 新 設 ） 第 10 章 報告 （本協会への報告等） 第 26 条 電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、本協会にこれらの業務に関する取扱状況の報告を行うものとする。ただ

改 正 案	現 行
取扱状況の報告を行うものとする。ただし、これらの業務の対象となる有価証券が、貸付事業等権利である場合には、この限りでない。 2・3 （ 現行どおり ）	し、これらの業務の対象となる有価証券が、貸付事業等権利である場合には、この限りでない。 2・3 （ 省 略 ）
第 12 章 システム整備 （ホームページ等のシステム管理） 第 27 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等、<u>株主一元化クラウドファンディング業務</u>の円滑かつ適正な運営を図るため、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等その他当該電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において用いるシステムの十分な管理を行わなければならない。	第 11 章 システム整備 （ホームページ等のシステム管理） 第 27 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等の円滑かつ適正な運営を図るため、当該正会員及び電子募集会員の運営するホームページ等その他当該電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において用いるシステムの十分な管理を行わなければならない。
第 13 章 社内規則等 （社内規則の整備） 第 28 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等若しくは<u>電子申込型電子募集取扱業務等又は株主一元化クラウドファンディング業務</u>の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、社内管理体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に遵守させるものとする。	第 12 章 社内規則等 （社内規則の整備） 第 28 条 正会員及び電子募集会員は、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等の適正化を図り、もって投資者の保護に資するため、社内管理体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に遵守させるものとする。
（細則等） 第 29 条 この規則のほか、電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等並びに<u>株主一元化クラウドファンディング業務</u>に関して必要な事項は、細則及び「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関するガイドライン」に定めるところによるものとする。	（細則等） 第 29 条 この規則のほか、電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関して必要な事項は、細則及び「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関するガイドライン」に定めるところによるものとする。

改 正 案	現 行
付 則 1 この改正は、令和 7 年●●月●●日から施行する。 2 この改正の施行の際、現に電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等を行っている正会員及び電子募集会員は、改正後の第 5 条第 2 項の規定の適用については、同年 5 月 1 日までは、なお従前の例によることができる。	

「『電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則』に関する細則」の一部改正（案）

令和7年2月4日

(下線部分変更)

改 正 案	現 行
<u>(株主一元化クラウドファンディング業務における募集金額等の上限)</u> <u>第6条の2 規則第25条の6第1項に規定する算定方法は、次に掲げる額を合算する方法とする。</u> 一 <u>当該ファンドの募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いを開始する日前一年以内に投資対象となる非上場株式等の発行者が同一となるファンド（株主一元化クラウドファンディング業務として行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額</u> 二 <u>当該ファンドの募集若しくは私募又は募集若しくは私募の取扱いと申込期間の重複する投資対象となる非上場株式等の発行者が同一となるファンド（株主一元化クラウドファンディング業務として行われた又は行われるものに限る。）の発行価額の総額</u> <u>2 規則第25条の6第2項に規定する算定方法は、株主一元化ファンドに対する個別払込額に、当該ファンドの払込みが行われた日前一年以内に応募又は払込みを行った株主一元化ファンド（投資対象となる非上場株式等の発行者が同一のものに限る。）に対する個別払込額を合算する方法とする。</u> (本協会への報告等) 第7条 規則第26条の規定により、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等、株主一元化クラウドファンディング業務を行う正会員及び電子募集会員は、所定	(新 設) (本協会への報告等) 第7条 規則第26条の規定により、電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等を行う正会員及び電子募集会員は、所定の様式により半期ごとに取りまとめ、本協

改 正 案	現 行
の様式により半期ごとに取りまとめ、本協会に報告しなければならない。 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、令和 7 年●●月●●日から施行する。	会に報告しなければならない。 2 (省 略)